

安田川水系 流域での取組と検討事項

流域治水の基本的な考え方

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる



1 洪水を安全に「ながす」対策

- (1) 河川整備の推進【高知県】
- (2) 適切な河川等の維持管理【高知県】

2 流域で雨水を「ためる」対策

- (1) 森林の保全・整備
【四国森林管理局、森林整備センター、高知県、安田町、馬路村、流域関係者】
- (2) 農地の保全・整備【高知県、安田町、馬路村、流域関係者】

3 氾濫を一定の地域に「とどめる」対策

- (1) 砂防関係施設の整備【高知県】
- (2) 流木対策の推進【四国森林管理局、高知県、流域関係者】

4 水害に「そなえる」対策

- (1) 土地利用の検討【高知県、安田町、馬路村】
- (2) 水位計・カメラの設置、水位情報及び土砂災害警戒情報等の提供【高知県】
- (3) 避難の判断に必要な情報の提供【高知県】
(高知県防災アプリの活用)
- (4) 各種浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定、公表【高知県】
- (5) 各種ハザードマップの作成、公表、周知【安田町、馬路村】
- (6) 安全な避難のための取組・防災教育【高知県、安田町、馬路村、流域関係者】
(要配慮者利用施設避難確保計画の作成の促進、市民の自主的な避難の検討、意識啓発)
- (7) 発災時の応急措置及び発災後の早期復旧のための取組【国、高知県】
(防災拠点と緊急輸送ルートの確保)

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる

安田川

安田川ではこれまで魚類（特にアユ）の移動性の確保や生息環境改善のための取り組みが実施されてきた。また近年では澇筋が局所的に偏る傾向であることから、河床低下や土砂堆積など治水上の課題を抱えている。その治水上の課題を解決するために水制工を設置し、川の流れを是正し適正な澇筋の回復を図ることを目的とする。また併せて生態系へ配慮する観点から、水制工の効果により、澇筋の是正と併せて“瀬 淵”の再生も併せた効果を狙う。



(参考) 安田川水系図

平成26年8月台風11号の時の安田川の状況

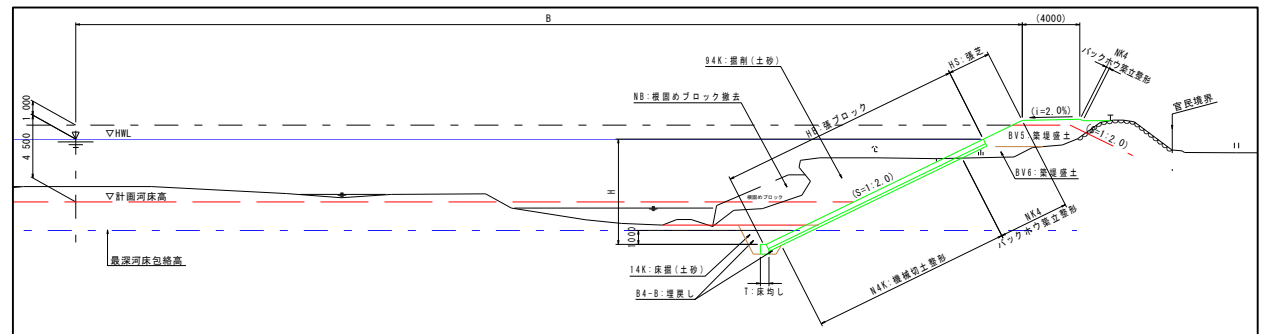


正弘橋



焼山地区

西島護岸標準断面図



全体計画 (東島・西島地区)	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
護岸工 L=450m	L=139m	L=56m	L=60m	L=60m	L=135m

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

洪水の流下に支障を及ぼす土砂の撤去を毎年度実施。
局所洗堀や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。

安田川

土砂堆積状況



土砂撤去後



土砂堆積状況



土砂撤去後



○国土の保全、水源の涵養（かんよう）などの多面的機能を発揮するには、農地を保全することが必要

○そのため、農地の整備などの基盤整備や地域の住民主体による農業用施設の適正管理等を推進することにより、耕作放棄を抑制し、農地を維持

<高知県における農地の現状>

農振農用地29,886ha 耕地面積26,600ha 水田面積20,100ha 水稻作付面積11,300ha

※令和2年データ



I これまでの取り組み実績について（流域内）

○農地の整備済面積（単位:ha）

基盤整備事業	令和3年度まで
流域のほ場整備面積	16.8

※県農業基盤課調べ



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

多面的機能支払交付金	H28	H29	H30	R元	R2
取組面積(活動組織数)	89(6)	89(6)	89(6)	113(7)	112(7)

※1組織は奈半利川流域のエリアと重複

※交付金対象農地は、農振農用地

II 今後の取り組みについて（県下全域）

○基盤整備の推進

- 土地条件（形状や排水等）が悪い農地は耕作放棄が増加
- ⇒ 地形条件や地域のニーズに応じた農地の整備を実施し、効率的な営農を行うことで農地を保全
- 農業水利施設の整備により、新たな湛水被害等を防止

○多面的機能支払交付金の実施面積の拡大、活動の充実化

- 農地として管理し、耕作放棄の発生を抑制
- 多面的機能（水源の涵養など）を維持
- 田んぼダムの検討（取組にあたっての課題整理、住民の意識醸成等）



○農地の整備済面積及び単年度整備面積（単位:ha）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	・	R5(目標)
整備済面積	10,029	10,046	10,067	10,094	10,120	⇒	10,331
単年度整備	14.9	17.2	21.0	27.1	25.8	⇒	81.0

※県農業基盤課調べ

○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	・	R5(目標)
取組面積	9,339	9,253	9,437	9,211	9,603	⇒	9,800
組織数	334	331	341	333	336	⇒	-

※交付金対象農地は、農振農用地

- 安田川流域市町村には、民有林0.8万ha、国有林1.2万ha、計2.0万ha（うち人工林1.8万ha）の森林（流域市町村の土地面積の約93%）が存在。
- これまでの5年間において、植林や間伐などの森林整備事業を1,665ha、溪間工15箇所、山腹工4.95haの治山事業を実施。
- 森林は山地災害防止機能や水源かん養機能等の公益的機能を有しており、この機能の適切な発揮に向け森林整備・保全の実施が重要。

安田川流域の森林の整備・保全に向け、関係機関と連携し森林整備及び治山事業を計画的に実施し、樹木の生長や下層植生の繁茂を促し森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進する。また、安田川分水連絡協議会において、「安田川はダムがないため奥山で雨が降ると、一気に水位が上昇する。森林を整備することで山の保水力を高める対策が必要」との意見が出たことから、今後、流域関係者が連携して、森林整備計画を策定していく。

I 森林の有する機能について

1. 持続可能な森林経営

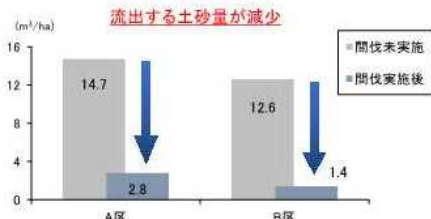
森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、適切な森林の経営管理により、豊かな人工林資源を「伐って、使って、植える」という形の循環利用が必要。



※ 出典：林野庁ホームページ

2. 森林施業による土砂流出抑制効果等

森林整備により下層植生を繁茂させ、降雨に伴う土砂流出を抑制。



※ 恩田裕一編(2008)人工林荒廃と水・土砂流出の実態
※ 土砂量：2006年6月～11月の6ヶ月間、総雨量：1,048mm

※ 出典：林政審議会（林野庁）資料

II これまでの実施状況（過去5年間の実績）

（単位：ha、溪間工は箇所）

	H28	H29	H30	R元	R2	計
森林整備事業	404	319	270	407	265	1,665
治山事業	溪間工	1	1	4	4	5
	山腹工	0.80	0.80	0.66	2.00	0.69
						4.95

※ 高知県の森林・林業・木材産業及び四国森林管理局業務資料より
※ 与市明川流域に係る高知県の市町村内の実績を計上

III 森林の整備・保全

植林



間伐



（実施前）

（実施後）

水源林の整備



針広混交林



育成複層林

治山事業



溪間工

◆森林の整備・保全を行う機関と事業◆

林野庁 四国森林管理局：森林整備事業、治山事業

(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 高知水源林整備事務所：水源林造成事業

高知県：造林事業、木材安定供給推進事業、緊急間伐総合支援事業、山地治山事業、水源地域等保安林整備事業、山地防災事業等

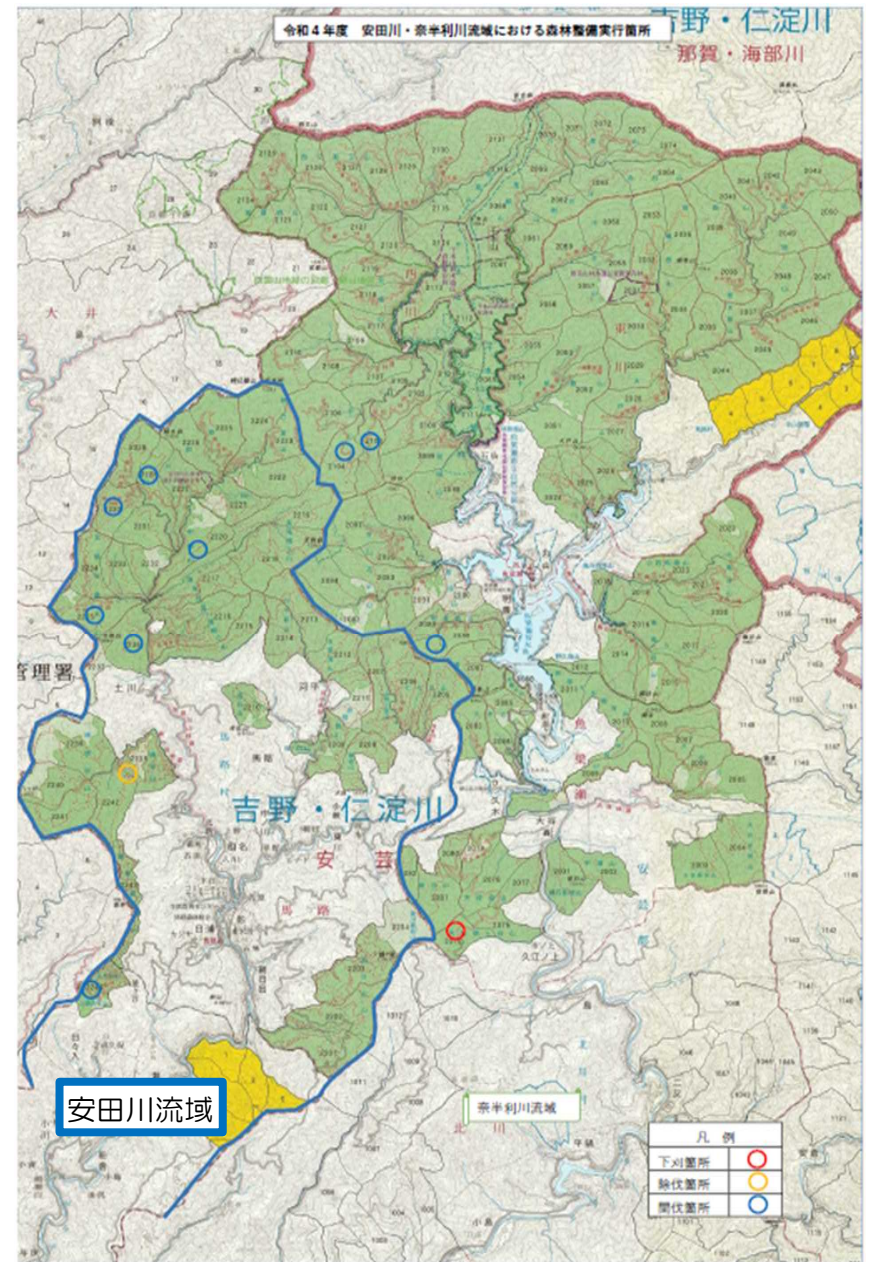
市町村：森林環境譲与税を活用する事業等

安田川流域の森林整備実行量推移

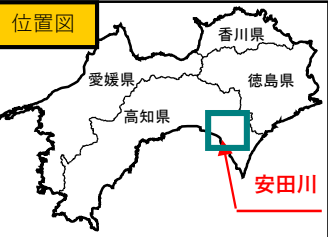
令和4年8月作成

単位：ha

区分 年度	森林整備作業種			
	下刈	除伐	間伐	計
R3			27.94	27.94
R4予定		7.77	50.00	57.77
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0



- 安田川流域を含む安田町では、土砂災害警戒区域155箇所、土砂災害特別警戒区域137箇所、馬路村では土砂災害警戒区域77箇所、土砂災害特別警戒区域72箇所がある。
- 砂防関係施設の整備により、土砂や流木の流出を防止・抑制する。



瀬戸ヶ谷川(砂防)

内京坊(急傾)

上間下(急傾)

下町谷川(砂防)

全体計画	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
瀬戸ヶ谷川 (砂防)		R4年度 完成			
下町谷川 (砂防)					R7年度 完成
内京坊 (急傾)					R10年度 完成
上間下 (急傾)				R6年度 完成	

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

四国森林管理局、四国地方整備局
高知県治山林道課、高知県防災砂防課

- 激甚化する自然災害において、被害を拡大する流木災害からいのちと暮らしを守るため、流木の発生抑制、発生流木の捕捉を効果的に組み合わせ、より確実な対策を推進
- 今後、治山・砂防といった流域の関係者の連携をさらに強化し、流木対策を加速化

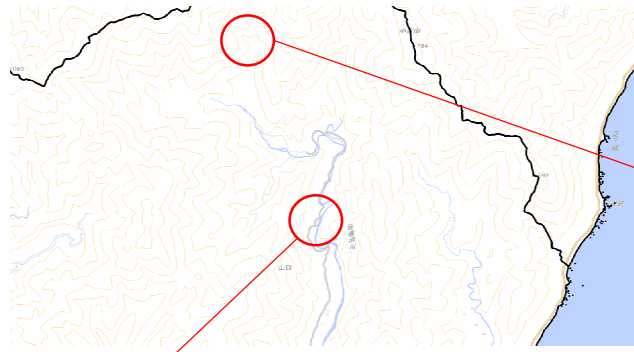
流木をとりまく情勢

近年、流木による被害拡大が多発



R4.8月の大雨でも流木により被害が拡大

高知県内の連携事例 (佐喜浜川流域)



上流側に谷止工を設置 (治山事業)

上流域で森林からの流木の発生を抑制しつつ、仮に流木が発生した場合でも下流の施設でこれらを確実に捕捉



下流側に流木捕捉工を設置 (砂防事業)

高知県の流域治水に基づく対策において **治山・砂防の連携を強化** して、**流木対策を加速化** し、**被害の最小化を実現** していく

流域の関係者が協働 して対策に取り組む **流域治水の加速化** が、**激甚化する自然災害の被害の最小化** には重要

治山事業は森林の対策、砂防事業は溪流の対策により流域治水に参画



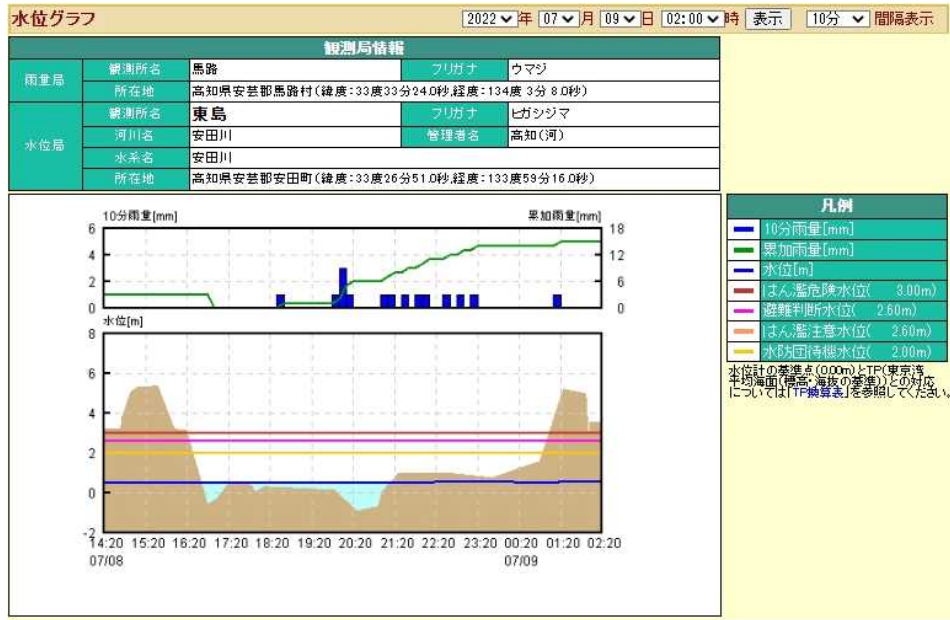
高知県水防情報システム

TOP | 雨量 | 水位(全局) | 通常水位局 | 危機管理型水位局 | ダム | 潮位 | 堰 | カメラ |

| 状況図 | 現況表 | 一覧表 |

水位(全局)状況図(高知) 2021年07月27日08時40分 現在

アイコンをクリックするとグラフが表示されます。



高知県 水防観測情報

【観測情報】

- 雨量観測情報
- ダム観測情報
- 河川監視カメラ情報

- 水位観測情報
- 堰観測情報
- 潮位観測情報

【リンク】

- こうち防災情報
- 川の防災情報(国土交通省)
- 気象庁

- 高知県
- 川の水位情報

高知県防災アプリ

- ▼気象情報や避難情報、河川水位や土砂災害の危険度など避難の判断に必要な情報を自動的にプッシュ通知。
- ▼カメラ機能では、24時間前から現在までの河川水位の変化などを確認可能。
- ▼防災マップ機能では、開設された避難所の位置やハザードマップ、避難所までのルートなどの確認が可能。
- ▼グループ機能で家族や近所の方を登録しておけば、自分の安全を知らせたり、SOSを発信することが可能。
- ▼幅広い年代が使用できるよう、各年代に合わせた「一般モード」、「ジュニア（こども）モード」、「シニア（高齢者）モード」の切替機能あり。

自分の命を守るために
家族や知人を守るために

高知県防災アプリ

開設中の避難所はどこ?
台風の進路は?
川の水位を見たい
土砂災害の危険性はどれくらい?
どんな気象警報避難情報?
雨量を知りたい

高知県公式アプリ!

災害時に必要となる
防災情報をプッシュ通知で
お知らせします

高知防災

インストールはこちら!

高知県防災アプリとは?

プッシュ通知 自分の住んでいる市町村などの防災情報をプッシュ通知でお知らせ

通知設定 プッシュ通知される防災情報や市町村を選択可能

防災情報 リアルタイムの雨量や避難情報などを表示

防災マップ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など各種ハザードのほか、開設中の避難所などを表示

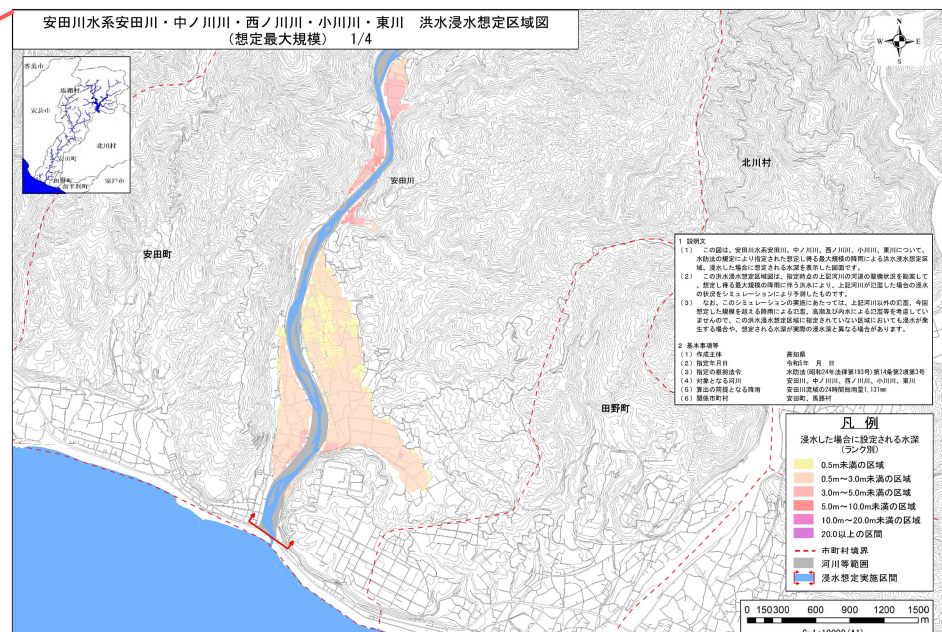
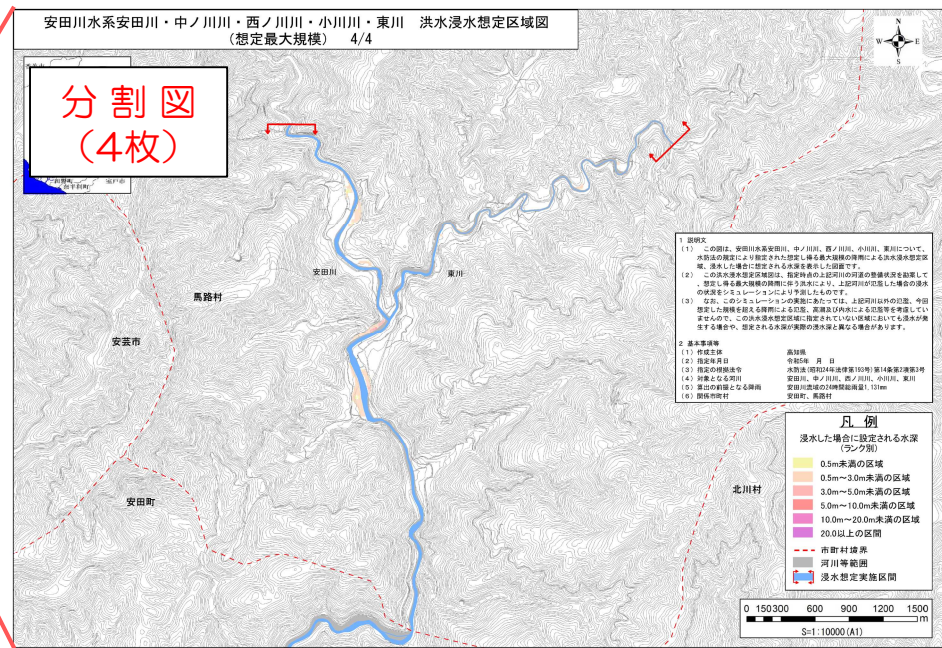
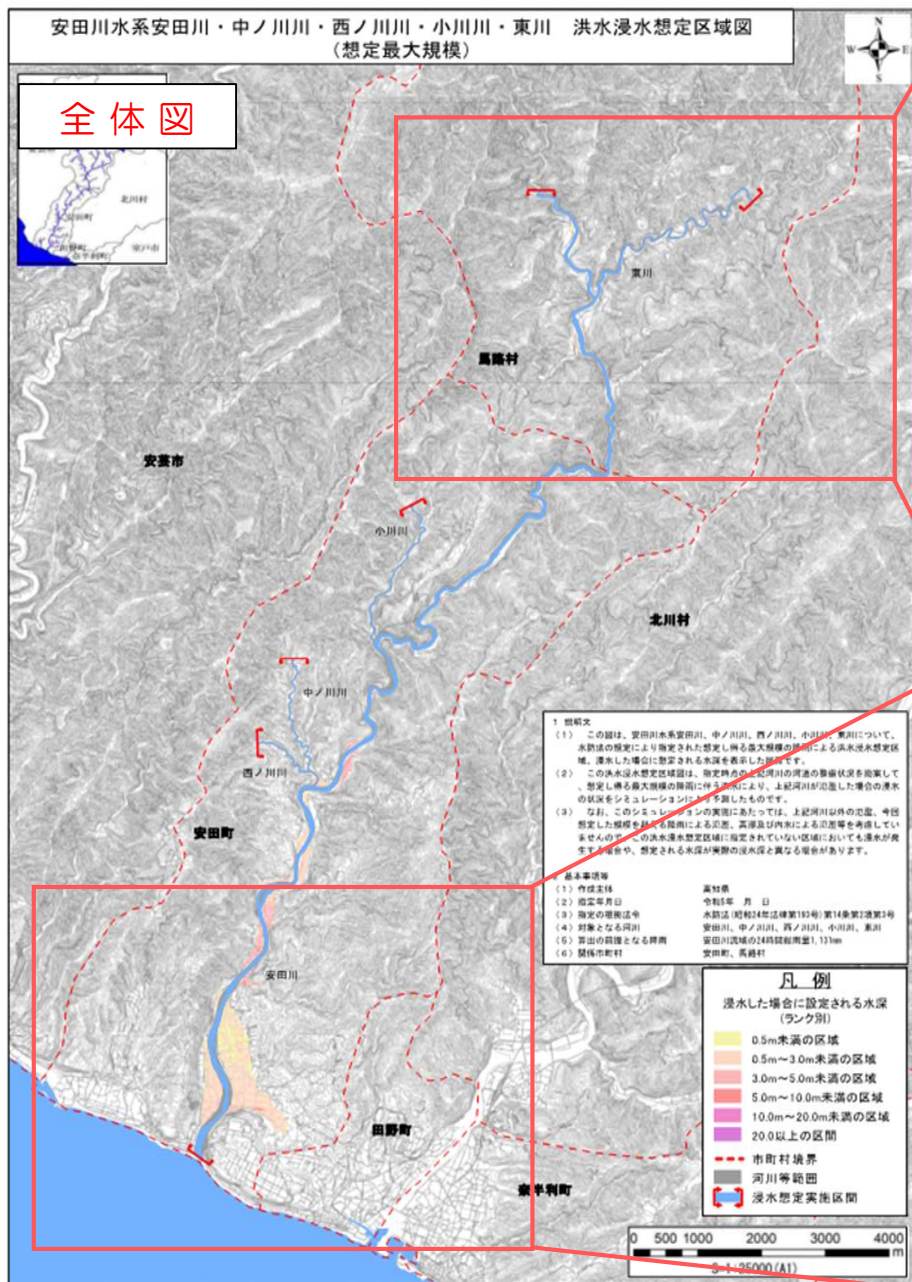
カメラ 河川カメラなどのリアルタイム画像を表示

アプリ上で閲覧可能 最新情報を表示
過去24時間表示可能(一部)

その他にも、災害時に使える
安否確認・連絡機能や平時から
防災知識について学べる学習
コンテンツなどを搭載しちゅうきね!
日頃から利用し、
いざというときに備えよき!

高知県イメージキャラクター
てらしおくん

お問い合わせ窓口 高知県 危機管理課 危機管理・防災課
☎088-823-9320



○安田川流域を含む安田町では、土砂災害警戒区域155箇所、土砂災害特別警戒区域137箇所、馬路村では土砂災害警戒区域77箇所、土砂災害特別警戒区域72箇所がある。

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。

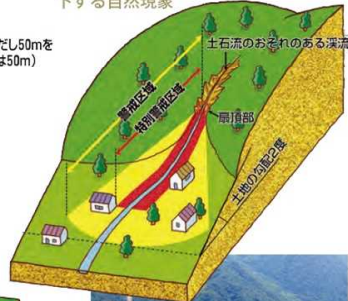
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害のおそれがある区域では、土砂災害の発生や被害を拡大するおそれがあるため、警戒避難体制の整備を図ります。【国土交通省】

警戒区域では

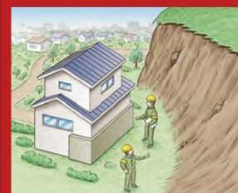
土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

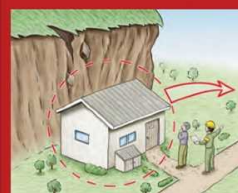


特定の開発行為に対する許可制
土砂災害特別警戒区域では、土砂災害の発生や被害を拡大するおそれがあるため、特定の開発行為に対する許可制を実施します。【国土交通省】

特別警戒区域ではさらに



建築の構造規制
土砂災害特別警戒区域では、土砂災害の発生や被害を拡大するおそれがあるため、建築の構造規制を実施します。【国土交通省】



建築物の移転助成
土砂災害特別警戒区域では、土砂災害の発生や被害を拡大するおそれがあるため、建築物の移転助成を実施します。【国土交通省】

出典：土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律について（平成29年9月、全国地すべりがけ崩れ対策協議会）」

○令和3年度に、高知県全域での土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定完了に合わせて、高知県土砂災害防止対策実施方針を策定。住民や行政などのあらゆる主体が、「土砂災害を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方針を相互に補完し合い、継続的に取り組むことで土砂災害に備える。

土砂災害防止対策の根本

土砂災害を減らす

- 土石流・流木対策
- 土砂・洪水氾濫対策、流域・流木対策
- がけ崩れ対策
- 地すべり対策
- 砂防関係施設等の長寿命化対策



住まいの減災化

備えて住む

- 土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制・開発行為の制限
- 住居の安全な構造の確保
- 安全な地区への移転

命を守る最大の手段

安全に逃げる

- 土砂災害のハザードマップ作成
- 避難計画作成（各家庭、地区等）
- 安全な避難場所の確保
- 早期避難のための土砂災害警戒情報
- 防災情報に関するシステムの整備
- 防災訓練・防災学習

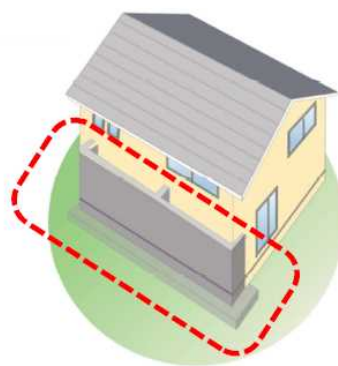
・住民自らの住宅補強を支援！ （「備えて住む」の支援事業）

（高知県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業補助金）

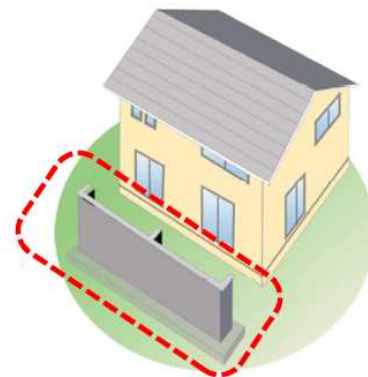
＜補助対象となる構造強化の例＞

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
（住宅とは・・・戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



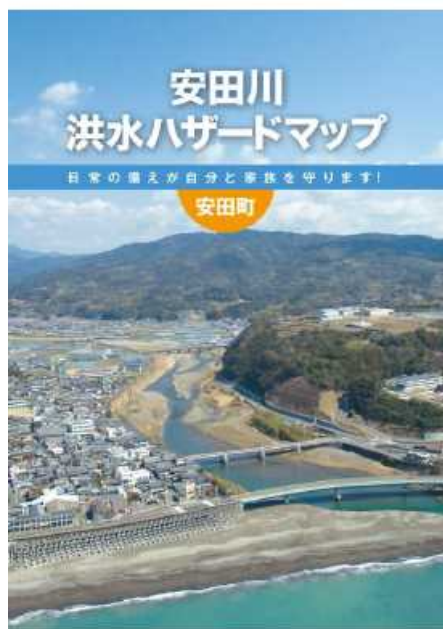
令和3年度に高知県全域で、土砂災害警戒区域等の指定が完了したことに合わせて、安全な土地がない地域での建替等の際に、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁補強・防護壁の設置費用を一部助成（対象経費の3/4）する制度を、令和4年度に創設しました。

平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度が新たに創設されたことから、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性についての高潮浸水想定区域図の作成を行い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る。

令和3年度より県内3沿岸全域において高潮浸水想定区域図の作成に着手する。



平成26年8月の豪雨を基に、①市街地で1時間に100mmを超える非常に強い雨（100年に1度程度発生する降雨）、②東島観測所水位が3.80m（100年に1度程度発生する水位）を想定した安田川洪水ハザードマップを平成28年度に作成し、町内全世帯へ配布した。



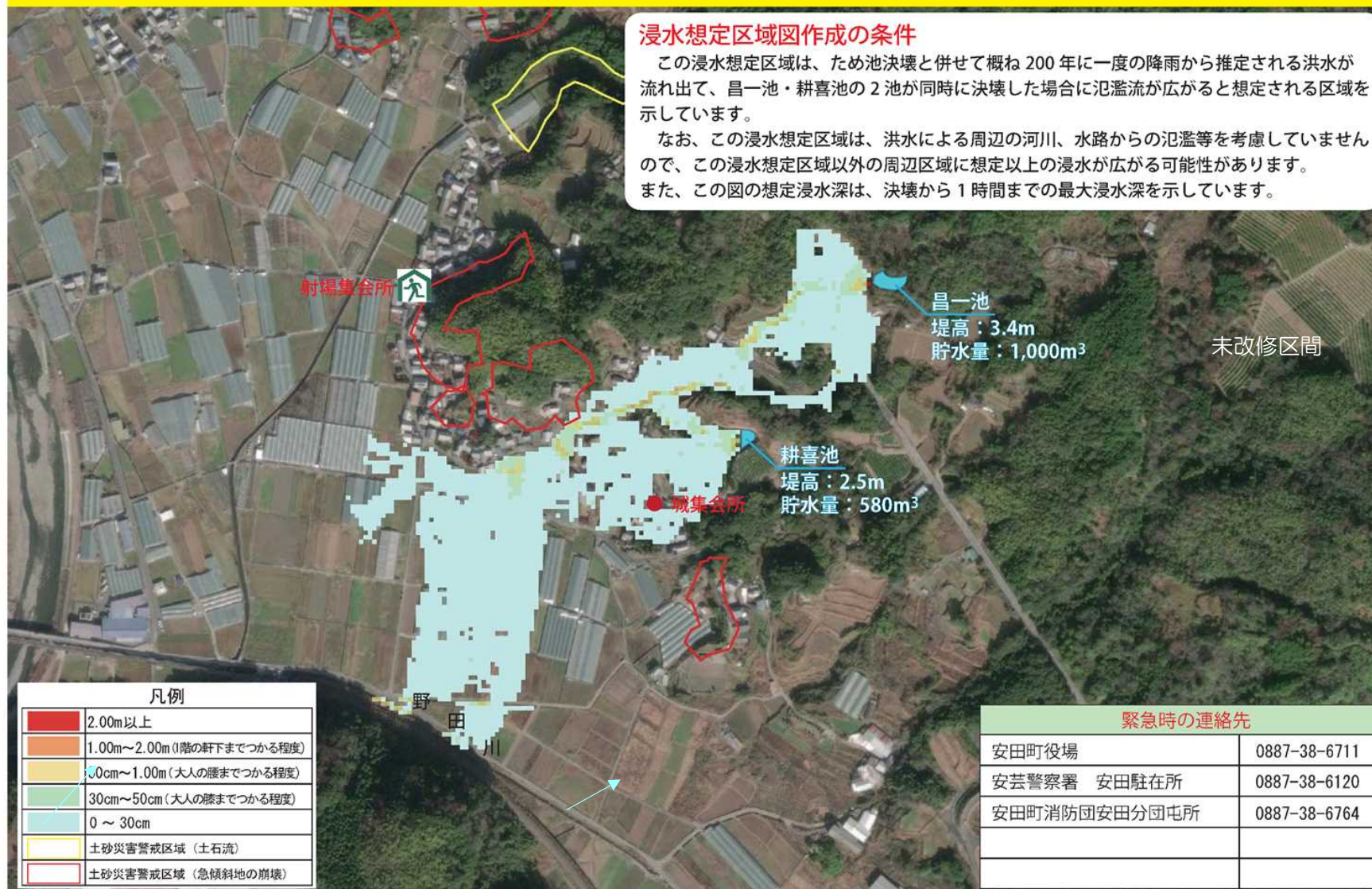
安田川流域内にある防災重点ため池3池について「ため池ハザードマップ」を令和2年度に作成した。

安田町昌一池・耕喜池ため池ハザードマップ

浸水想定区域図作成の条件

この浸水想定区域は、ため池決壊と併せて概ね200年に一度の降雨から推定される洪水が流れ出て、昌一池・耕喜池の2池が同時に決壊した場合に氾濫流が広がると想定される区域を示しています。

なお、この浸水想定区域は、洪水による周辺の河川、水路からの氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域以外の周辺区域に想定以上の浸水が広がる可能性があります。また、この図の想定浸水深は、決壊から1時間までの最大浸水深を示しています。



安田町四代池ため池ハザードマップ

浸水想定区域図作成の条件

この浸水想定区域は、ため池決壊と併せて概ね 200 年に一度の降雨から推定される洪水が流れ出た場合に氾濫流が広がると想定される区域を示しています。

なお、この浸水想定区域は、洪水による周辺の河川、水路からの氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域以外の周辺区域に想定以上の浸水が広がる可能性があります。また、この図の想定浸水深は、決壊から 1 時間までの最大浸水深を示しています。

四代池
堤高：1.4m
貯水量：900m³

水深 5cm 以上の
氾濫水が到達する時間
破堤後：1分以内
破堤後：2分以内

県道
安田東洋線
安田川

緊急時の連絡先

安田町役場	0887-38-6711
安芸警察署 安田駐在所	0887-38-6120
安田町消防団安田分団屯所	0887-38-6764

凡例

	2.00m 以上
	1.00m～2.00m (1階の軒下までつかる程度)
	50cm～1.00m (大人の腰までつかる程度)
	30cm～50cm (大人の膝までつかる程度)
	0～30cm
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)



ため池破堤から1分



ため池破堤から2分

- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。
- ⑤ R3年7月に、令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化された。
また、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができると規定された。

「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

公表年度	河川名
令和2年度まで	①四万十川 ②中筋川 ③後川 ④仁淀川 ⑤宇治川
	⑥物部川 ⑦鏡川 ⑧国分川 ⑨松田川 ⑩安芸川
	⑪吉野川 ⑫横瀬川 ⑬以布利川 ⑭香宗川 ⑮山北川
	⑯鎌井谷川 ⑰伊尾木川
	⑱坂折川 ⑲奈半利川 ⑳桜川 ㉑新荘川 ㉒柳瀬川
令和3年度	

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

対象	土砂災害警戒区域数
高知県	20,012箇所

令和3年7月に想定最大規模降雨を対象とする浸水想定区域図公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川全てに拡充されたことから、今後更に指定・公表を前倒していく。

市町村

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
 - ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う

施設管理者

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難訓練結果の報告

広域防災拠点とは

災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設。

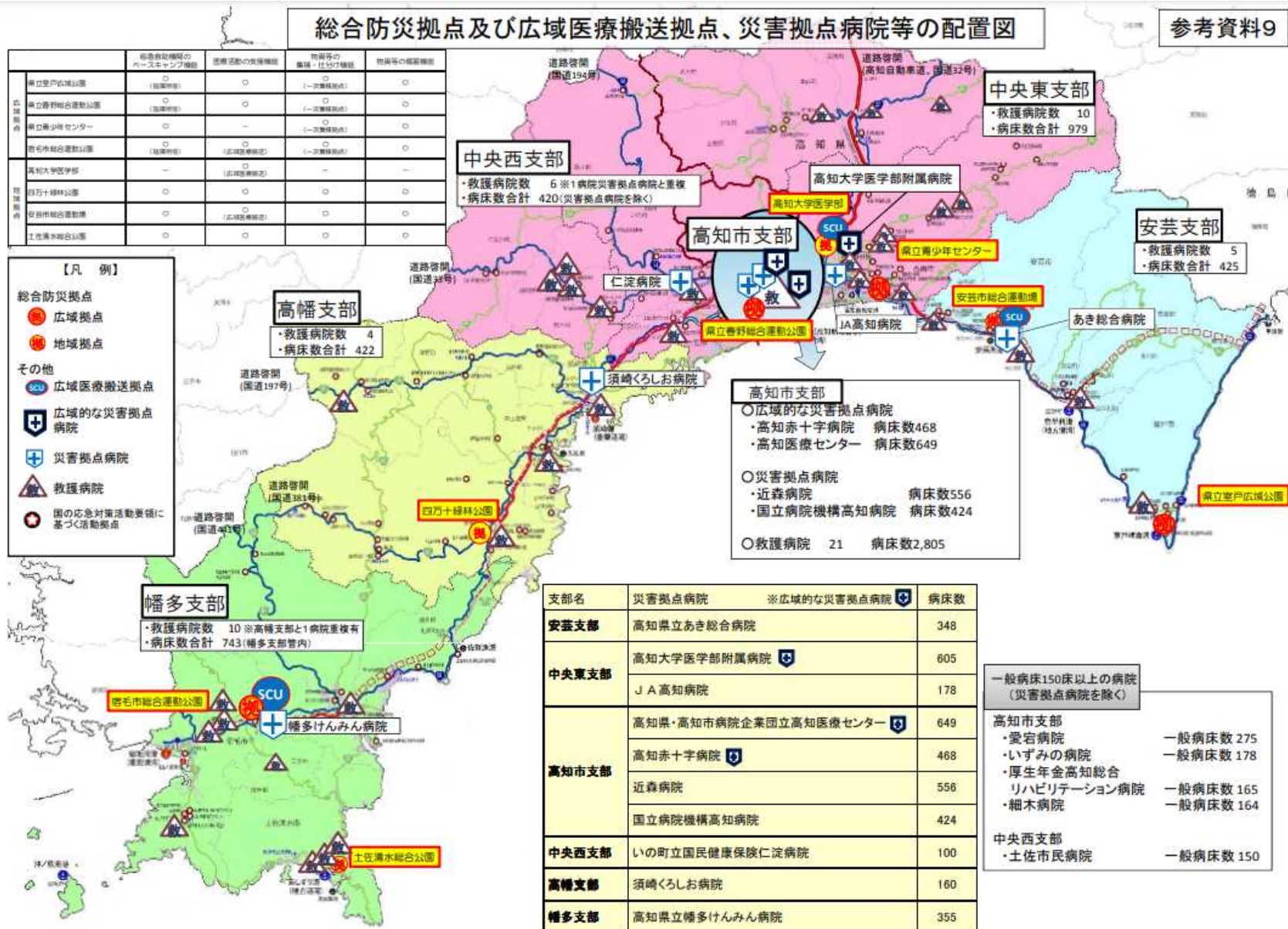
総合防災拠点及び広域医療搬送拠点、災害拠点病院等の配置図

参考資料9

	緊急避難施設の ヘルメットキャンプ機能	避難活動の実施機能	物資等の 備蓄・仕分け機能	物資等の 搬送機能
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知大学医学部	○	○	○	○
須崎くろしお病院	○	○	○	○
近森病院	○	○	○	○
国立病院機構高知病院	○	○	○	○
土佐清水総合公園	○	○	○	○

【凡例】

- 総合防災拠点
 - 広域拠点
 - 地域拠点
- その他
 - SCU 広域医療搬送拠点
 - ⊕ 広域的な災害拠点病院
 - ⊕ 災害拠点病院
 - ⚠ 救護病院
 - ⊙ 国の応急対策活動要領に基づく活動拠点



中央西支部
 ・救護病院数 6 ※1病院災害拠点病院と重複
 ・病床数合計 420(災害拠点病院を除く)

中央東支部
 ・救護病院数 10
 ・病床数合計 979

安芸支部
 ・救護病院数 5
 ・病床数合計 425

高幡支部
 ・救護病院数 4
 ・病床数合計 422

高知市支部
 ○広域的な災害拠点病院
 ・高知赤十字病院 病床数468
 ・高知医療センター 病床数649
 ○災害拠点病院
 ・近森病院 病床数556
 ・国立病院機構高知病院 病床数424
 ○救護病院 21 病床数2,805

幡多支部
 ・救護病院数 10 ※高幡支部と1病院重複有
 ・病床数合計 743(幡多支部管内)

支部名	災害拠点病院 ※広域的な災害拠点病院 ⊕	病床数
安芸支部	高知県立あき総合病院	348
中央東支部	高知大学医学部附属病院	605
	J A 高知病院	178
高知市支部	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	649
	高知赤十字病院	468
	近森病院	556
	国立病院機構高知病院	424
中央西支部	いの町立国民健康保険仁淀病院	100
高幡支部	須崎くろしお病院	160
幡多支部	高知県立幡多けんみん病院	355

一般病床150床以上の病院
 (災害拠点病院を除く)

高知市支部
 ・愛宕病院 一般病床数 275
 ・いずみの病院 一般病床数 178
 ・厚生年金高知総合リハビリテーション病院 一般病床数 165
 ・細木病院 一般病床数 164

中央西支部
 ・土佐市民病院 一般病床数 150